

受付日		受付番号	① - ② -
-----	--	------	------------

### 助成金交付申請書

[ 研究助成金 , 内外交流助成金 ]

受託者 三井住友信託銀行株式会社 御中

掲題公益信託による助成金の給付を受けたく、下記のとおり申請します。  
なお、この書類記載の氏名・住所等の個人情報について、運営委員会等への提供に加えて信託管理人や主務官庁等に開示することに同意します。  
また、助成が決定しましたときは受給者の氏名・所属・助成対象の内容・業績等について公表される場合があることに同意します。

年 月 日

申請者	氏名	(フリガナ)	生年月日	年 月 日	性別	男・女
	住所	〒 ( ) メールアドレス(又はFAX)				
所属機関	名称				役職	学位
	所在地	〒 ( ) メールアドレス(又はFAX)			専門領域	
送付先	申請結果のご通知等をご自宅宛に郵送希望の場合は右欄に○を付けてください (○が無い場合は所属機関宛にお送りします)					
申請種別	いずれかを選択してください。 ①研究助成 ②内外交流助成					
研究題目 または 学会・講演会等の名称						
研究または学会・講演会等の目的・趣旨						
内外交流助成金の場合は、その主催者：						
実施計画の大要、本年度の所要費用総額および助成金使途内訳 (研究目的を達成するために必要なものであれば、自由に使われて結構です。) (申請種別が②の場合、学会・講演会等の開催場所・参加者または招待者の氏名等と助成金使途・予算をご記入ください。)						
<b>申請金額</b>						<b>円</b>
助成金が支給されることとなったときの助成金振込口座	(フリガナ) _____ 銀行 _____ 信用金庫 _____ 支店 _____ 口座名義 _____ 口座種別 [ 普通預金・その他 ( ) ] 口座番号 _____					所属機関への寄附金扱いとしますか?  {する} {しない}

研究助成は、年令満45才以下の研究者を主担当とする研究を助成対象とします。

《銀行使用欄》

精査印		登録印	
-----	--	-----	--

**※申請種別が①研究助成金の場合、以下の項目にも記載してください。**

当該研究に関する申請者の現在までの実績と学会発表、主要発表論文等

国内および国外における当該研究の現状

研究者の略歴（氏名 ）

当該研究に対する他所からの補助金の有無（出所別に具体的に）

注) この申請でご提供いただく氏名・住所等の個人情報については、当基金の助成事業のためのみに使用します。

助成金申請手続きのあらまし

**[研究助成金]**

- 1 申請手続きの上では所属機関の長の推薦は不要ですが、当然のことながら、所属機関内において当該研究計画が是認されていることが前提となります。
- 2 助成の対象となる研究は、助成金交付申請書に基づき運営委員会が選考し決定します。その結果を受託者から申請者にお知らせします。
- 3 研究助成金は、原則として助成対象者（以下「受給者」という。）が指定した銀行等の口座に振込みいたします。
- 4 受給者からは、助成対象である研究を終了したときに、次の書類を受託者に提出していただきます。（助成対象年度の末までに研究が終了しないときはこれに加えて中間報告書を提出していただきます）
  - ①「研究結果概要報告書」（様式A 4 版、3 枚程度）  
なお、助成金による研究成果を論文として発表したときは、当該論文の写を送付してください。
  - ②「助成金使用報告書」（選考決定後に受給者に用紙送付、使途の内訳を明らかにし、領収書の写しをつけること）
- 5 受給者が、以下に該当したときは、交付助成金を返還していただきます。
  - ①偽りその他不正な手続きにより受給したことが判明したとき
  - ②助成金をその目的以外のために費消したとき

以上

**[内外交流助成金]**

- 1 助成の対象となるものは、助成金交付申請書に基づき運営委員会が選考し決定します。その結果を受託者から申請者にお知らせします。
- 2 助成金は、原則として助成対象者（以下「受給者」という。）が指定した銀行等の口座に振込みいたします。
- 3 受給者からは、学会・講演会等が終了したときは、速やかに次の書類を受託者に提出していただきます。
  - ①「交流結果概要報告書」（様式A 4 版、1 枚程度）
  - ②「助成金使用報告書」（選考決定後に受給者に用紙送付、使途の内訳を明らかにし、領収書の写しをつけること）
- 4 受給者が、以下に該当したときは、交付助成金を返還していただきます。
  - ①偽りその他不正な手続きにより受給したことが判明したとき
  - ②助成金をその目的以外のために費消したとき

以上